

北広島市緑陽小学校跡施設利活用に係る事業者募集に関する質問及び回答（平成 24 年 7 月 24 日現在）

質問 番号	質問日	回答日	質問	回答
1	24.6.25 (月)	24.6.26 (火)	提案書は、募集要領に示す様式でなければならぬのか。任意の様式でも対応してもらえるのか。	提案書については、10の(1)の③に示すとおり、募集要領に示す提案様式集に則った形で作成すること。
2	24.7.11 (水)	24.7.12 (木)	提案書の提出の際には、提案書のデータを CD 等により提出する必要はないのか。 また、公表されている様式集は Word 形式で作成されているが、様式 03 以降の書類の作成に当たっては、Word 形式以外での作成も可能か。	提案書の提出については、10の(1)の①に示すとおり、提出部数は10部とし、データによる提案書の提出は求めない。 また、提出する提案書の様式が募集要領に示す提案様式集に則ったものであれば、提出書類の作成に際しては、Word 形式以外によることは差支えない。
3	24.7.13 (金)	24.7.18 (水)	公開プレゼンテーションについて、日程は指定された日に実施するのか。 また、同席できる人数は限られるのか。	公開プレゼンテーションについては、募集要領9の⑧に示すとおり、8月から9月の間で開催し、11の②の※に示す通り、その開催日時、場所等については、応募提案書の提出のあった事業者へ別途通知するものとする。 また、公開プレゼンテーションに参加できる人数についても、応募提案書の提出のあった事業者へ別途通知するものとする。
4	24.7.13 (金)	24.7.18 (水)	現在学校に残っている机・椅子・棚等の備品、体育館の用具等は、一部でも残してもらえるのか。	現在学校に残っている備品等については、無償貸付契約時までには処分する予定である。
5	24.7.17 (火)	24.7.18 (水)	提案書様式の左上に（様式 01）とあり、枠内にも（様式 01）とあるが、外側の（様式 01）は必要か。 また、提案書の文章の中に事業者名を入れてはいけないということか。	提案様式集に示した様式の枠外に記載されている表題等については、提案書への記載の必要はない。 また、提案様式集に示した「提案書作成に当たっての注意」の6に示すとおり、記載内容は、応募事業者名を推定できるような内容としないこと。

質問番号	質問日	回答日	質問	回答
6	24.7.18 (水)	24.7.20 (金)	「貸付期間については、無償貸付契約の締結後、市が定めた日から起算して10年間」とあるが、金融機関等から借入に対する償還期間については20年を予定している。 借入手続きに当たって同機関から「無償貸与契約書」の添付を求められることが予想されるが、「無償貸与契約書」は20年の借入条件を満たすものか。	貸付期間については、募集要領5の(4)の②に示すとおり、市が定めた日から起算して10年間とするが、無償貸付契約に定めるところにより、市と協議の上、期間満了後の再契約も可能としている。
7	24.7.20 (金)	24.7.24 (火)	光熱水費について、平成23年度時の児童数及び月別の支出費は。	児童数については、平成24年3月1日現在130名、内 特別支援学級2名であった。 また、光熱水費の月別の支出費については、【別紙1】に示すとおりである。
8	24.7.20 (金)	24.7.24 (火)	光熱水費の項目の中の「ガス料金」「A 重油代」「灯油代」は、それぞれ主として施設のどの部分で使用した分であるか。	ガス料金については、主として理科室・家庭科室・地域交流スペース・特別教室のうち1室・職員室で使用した分である。 A 重油代については、主として校舎及び体育館全館の暖房として使用した分である。 灯油代については、主として特別活動室の3室、職員室、業務主事室、地域交流スペース、和室、会議室、管理室において暖房として使用した分である。
9	24.7.20 (金)	24.7.24 (火)	「地域交流拠点の機能」について、これまでの利用実績（利用者数、主たる利用団体、利用料収入）について教えていただきたい。 また、今後、民間が運営する場合には、運営団体の収入となると考えてよろしいか。	地域交流スペースの利用実績について、過去3年間の利用者の延べ人数は以下のとおりである。 ・平成23年度 2,540名 ・平成22年度 1,530名 ・平成21年度 1,763名 ただし、上記の人数については、利用申込の際に申請する予定人数を集計したものである。

質問番号	質問日	回答日	質問	回答
9				各種サークル、音楽系サークル、自治連合会などが主に利用しており、利用料金については、現在は無料である。また、今後、民間事業者が運営することになった場合の利用料収入については、お見込みのとおりである。
10	24.7.20 (金)	24.7.24 (火)	「地域交流拠点の機能」について、管理については運営団体が新たに雇用することになるのか、それとも今まで管理者がいた場合、その管理者を継続雇用する義務が生じるのか。	地域交流スペースについては、現在、市が委託した管理者により管理をしているが、契約後の管理者については、運営する事業者の判断により行うものとする。
11	24.7.20 (金)	24.7.24 (火)	貸付期間が、市が定めた日から起算して10年間とされており、無償貸付契約に定めるところにより、市と協議の上、期間満了後の再契約も可となる、とあるが、提案するにあたり、教育や福祉関係の10年間での事業提案は厳しいものがあると考え。再契約を踏まえた長期契約（例えば20年間）を前提とした提案でもかまわないか。	貸付期間については、募集要領5の(4)の②に示すとおり、市が定めた日から起算して10年間とするが、無償貸付契約に定めるところにより、市と協議の上、期間満了後の再契約も可能としている。 これについては、再契約を踏まえた長期契約を前提とした提案を妨げるものではない。
12	24.7.20 (金)	24.7.24 (火)	貸付期間の、当初の期間満了後の再契約は、何年単位の再契約となるのか。	貸付期間満了後の再契約の期間については、募集要領5の(4)の②に示すとおり、無償貸付契約に定めるところにより、市と協議の上、定めるものとする。
13	24.7.20 (金)	24.7.24 (火)	最初の10年の契約が終了した時点での物件の売却はあるか。そうした場合の想定価格は。	貸付期間満了時の物件の売却については、現時点では想定していない。

質問 番号	質問日	回答日	質問	回答
14	24.7.20 (金)	24.7.24 (火)	スケジュールをみると、「地域説明会」の後に「無償貸付仮契約」となっているが、例えば「地域説明会」時にその提案内容が、地域の方々からの反対が多数だった場合には「無償貸付仮契約」をせずに、提案再募集等の措置がとられる場合があるのか。	地域説明会については、募集要領6に示すとおり、選定された内容について地域に対して説明を行うものであり、また、地域連携・貢献に関する事項や、地域の住環境への影響等についても説明を行い、その意見等を十分に聴取するとともに、提出された意見等のうち可能なものについては事業計画等への反映に努めることとしているが、地域説明会の内容によって、選定された借受候補者の決定の取り消しや変更を行うことは想定していない。
15	24.7.20 (金)	24.7.24 (火)	「土地及び建物、工作物、立木、埋設物等敷地内にある全てのものを現状で一括して無償で貸し付けます」とあるが、パソコン用の机や図書室の書架も無償貸付の対象となるか。また、現在校舎内に残っている備品類で、引き上げてしまう予定のものはあるか。	現在学校に残っている備品等については、無償貸付契約時までには処分する予定である。
16	24.7.20 (金)	24.7.24 (火)	「①現在の土地利用規制等」の用途地域には「第1種低層住居専用地域」とあるが、「②土地利用における規制の考え方と都市計画の変更」には、「跡施設の利活用における建築物の用途は、第2種住居地域内において建築できるものに限ります」とある。これは、提案内容の建築物の用途は第2種住居内において建築できるもの」であれば可、という解釈でよろしいか。	お見込みのとおりである。

質問 番号	質問日	回答日	質問	回答
17	24.7.20 (金)	24.7.24 (火)	現在の、学校施設を開放しての地域のサークル活動について、活動している団体数、利用頻度、種別(スポーツ、文化活動)、年齢層(スポーツ少年団かそれ以上の年齢層か)、施設利用の管理団体の有無(有の場合の団体名)を教えてください。	現在、地域のサークルや団体等への学校施設の開放は行っていない。 なお、現在、北広島市総合体育館が改修工事を行っており、その代替施設として、北広島体育協会の管理下において緑陽小学校跡施設を使用しているが、改修工事が終了する8月末をもってその使用は終了する予定である。
18	24.7.20 (金)	24.7.24 (火)	中央バスが現在運行しているが、跡施設の利活用において教育施設の提案をする場合、時間帯によりバスの増便が不可欠であると考えます。この場合の増便において、北広島市としての協力を仰ぐことは可能か。	借受候補者が決定した後、事業の提案内容や実施状況等によって、必要に応じて協議に応じるものとする。